

11/16 参院厚生労働委で質問(大椿ゆうこ議員)

「中労委が不当労働行為に加担」

●不当労働行為救済制度が形骸化していないか？

11月16日、大椿ゆうこ参議院議員（社民党副党首）が、労働委員会制度の現状について参院厚生労働委員会で質問に立った。

大椿ゆうこ議員が取り上げたのは、「関西生コン事件」で労働委員会に係属中の10数件のうち、ナニワ生コン事件と藤原生コン運送事件のふたつ。

前者は2018年10～11月に七牟礼副委員長ら2名が懲戒解雇された事件。大阪府労委が2020年9月に解雇取り消し・団交応諾などの救済命令を出したが、会社側がこれを不服として中労委に再審査申立したことを口実に初審命令を履行していない。不服申立をしても会社側には初審命令履行義務があるが、このナニワ生コン事件も含めて多くの不当労働行為事件で会社側はその履行義務を怠り、中労委命令後もさらに裁判で争う事例が増えている。

団結権侵害による不利益の早期現状回復を旨とする不当労働行為救済制度が骨抜きにされ、「不当労働行為のやり得」となっている現状を是正する必要があると、大椿ゆうこ議員は武見敬三厚労大臣に迫った。

●「審査計画」に違背する中労委の恣意的審査

さらに、藤原生コン運送事件の場合、大阪府労委が組合員8名の2018年雇止め解雇について2020年2月に解雇取り消しやバックペイ支払いを命じたものの、会社側が中労委に再審査申立。その中労委は、結審から2年近く経つのにいまだに救済命令を出さない。「結審から6か月メドに命令交付」と明記した中労委作成の「審査計画書」に明確に違背しており、中労委が不当労働行為に加担しているに等しいと大椿ゆうこ議員は強く批判、是正を迫った。

>>厚労委員会質問の速記録(未定稿)は別紙を参照してください。

連帯結成40周年記念レセプション

11月17日夜、「連帯結成40周年記念レセプション」を連合会館で開催した。90名を超すご来賓と50名の組合員が参加。第1部では、鎌田慧（ルポライター）、吉田美喜夫（立命館大学名誉教授）、海渡雄一（弁護士）、藤本泰成（平和フォーラム代表）、チャン・オッキ（韓国建設労組委員長）の各氏から激励あいさつ。慶島譲治さん（交運労協事務局長）による乾杯ののち、第2部では、辛淑玉（のりこえねっと）、福島みずほ（参議院議員）、大椿ゆうこ（参議院議員）、佐々木啓之（元総評オルグ）、竹信三恵子、鈴木剛（全国ユニオン会長）ほかのみなさんからもごあいさつを頂戴し、盛況のうちに終了することができました。



組合員一同、気持ちを新たに活動に邁進する所存です。（写真は主催者あいさつの菊池進委員長）